＜資料の修正がありました＞

第1部の講演内容の訂正（明石隆行）

P26（3）成年後見制度の利用状況　①枚方市　地域包括支援センター13か所の所の説明で、「地域包括支援センター１圏域あたり1小学区」と説明しましたが、正しくは、「地域包括支援センター1圏域あたりの小学校区の数は、2小学校区から4小学校区」です。

お詫びして訂正いたします。

＜マッセ市民セミナー　質問に対する回答＞

1.成年後見制度利用の啓発はどのようにしているか。

☞SNS、広報誌、チラシ、パンフレット、ホームページ等を活用した啓発活動や、市民向けの講座・支援者向けの講座・親族後見人向けの講座を実施している。また、支援者、当事者、家族等から依頼を受けて「出前講座」を行い、制度に関する周知を行っている。

2. 高齢者になってから判断しなければならないという現在の仕組みに対するアプローチは？

☞「制度が利用されていない」「制度を知らない」「どこへ行けば良いかわからない」等という市民のために整備されているのが「中核機関」であり、本人家族からはもちろん、支援関係者（地域包括支援センター、障害者相談支援センター、ケアマネ他）への相談支援、および制度の広報・啓発事業を実施している。

3. 後見が必要だが利用に費用がかかるため利用をためらう人にどうアプローチしているか

☞自治体が行っている申立費用や後見人等に支払う報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」や法テラス等、制度を必要としている人に対してできるだけ多くの選択肢を提供することに努めている。

4.身寄りのなくなったりする前に全家庭に後見人制度を周知し登録してもらい、必要になった時に支援センターからアクションかける方法が必要だと思う、考えを聞きたい。

☞成年後見制度等の利用を選択肢の一つとして検討していただくためにも、引き続き、より多くの人に成年後見制度等の周知・啓発を行っていく。そして必要な人が必要なタイミングで制度利用ができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実を図るように努める。

☞全家庭とはいかないが、必要になる前に契約をし、見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う「縁ディングサポート事業」を行っている。

5.「近所に認知症と思われる高齢者がいて生活ができていないみたい」という相談があった場合、枚方市では「訪問と生活実態把握→受診勧奨→首長申し立て」の一連を社協が担っているのか。

☞訪問と生活実態把握することで当事者を丁寧にアセスメントし、本当に成年後見制度の利用が必要かどうか、支援者含めて見極めを行う。成年後見制度が必要であると判断した場合、申立てに協力できる親族がいるか精査。申立人として協力できない場合は、市の市長申立担当課と連携しながら市長申立てを進めている。

6.中核機関の不正防止効果について

☞親族後見人に対して適正な財産管理ができるよう助言することを通じて不正防止効果が期待できる。専門職後見人に対しては、成年後見制度支援信託制度ができており、（家庭裁判所の許可を得て）成年後見制度を利用している人の財産を信託銀行に預け、信託銀行が日常生活費を後見人が管理する口座に振り込むことで不正防止を図っている。

7.地域連携ネットワークの協議会はメンバー全員を常に呼んでいるか？

☞第1部のレジュメ（P36ア、イ）を参照のこと

8.たくさんの分野がいる中で協議会ではどのような内容を検討しているか？

☞主に事業内容（4つの機能の具体化）について検討している。

9.首長申し立ての自治体の温度差について説明してもらいたい。

☞自治体の規模が小さくなるほど市町村長申立て件数は少なくなる傾向がある。自治体職員の成年後見制度に対する認識の度合いと、親族（2親等内）調査の煩雑さがその背景にあると考えられる。

10.市民後見人につなぐ条件は？

☞ 市民後見人相当案件基準を決めている。

1. 成年後見類型である。
2. 虐待や権利侵害、親族間の係争はない、又は解決済み。
3. 訴訟、交通事故の示談等喫緊の解決すべき事案がない、又は解決済み。
4. 不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない、又は解決済み。
5. 月ごとの収支状況が2,000円以上の黒字である、又は2,000円未満の黒字若しくは赤字であるものの相当額の預金があり後見事務費が自弁できる。
6. 保有資産の総額は1,200万円以下である。
7. 負債はない、又はあるものの整理され返済できる目途がたっている。
8. 本人の現在の居所は市民後見人養成・活動支援事業実施市町村内である。
9. 当面、居所を変更する予定、必要性がない。
10. 本人に自虐や他害の行為はない。
11. 障がいや傷病等により、対人関係構築に高度なスキルを必要としない。
12. 親族等身寄りがおらず又はいるが関わりが減り、本人に会いに来る者がほとんどいない。

11.市民後見人が受任していない間 どのような活躍な場があるか つながりを維持する方法は？

☞市民後見人バンク登録者に対して年２回フォローアップ研修の開催や情報紙を配布し、モチベーションの維持に努めている。

12.枚方市内の単独世帯数を知りたい

☞市　65歳以上の単身世帯　19,836世帯（令和2年国勢調査）

13.研修の講師はどのように探しているか。

☞研修のテーマに合った講師を各関係機関を通じて情報収集し、専門職等に依頼をかけている。

14.家庭裁判所と中核機関の相談内容の棲み分け、市と社協の役割分担、報告や支援者らからの相談への対応だけか？

☞中核機関は日常相談を受けていることに対し、家庭裁判所はオブザーバーの立ち位置として中核機関で判断が難しい場合に助言をもらっている。市の役割としては、センターの運営状況の把握をしており、センターからも必要に応じて市の担当課と連携を図っている。